

令和6年第7回教育委員会会議録

1 開会及び閉会等の年月日、時刻

令和6年8月20日（火） 開 会：14時00分 閉 会：14時24分

2 会議の場所

周南市岐山通1丁目1番地 周南市役所 2階 共用会議室G

3 出席者の氏名

教	育	長	厚	東	和	彦
委		員	松	田	福	美
委		員	吉	本	妙	子
委		員	片	山	研	治
委		員	岡	寺	政	幸

4 会議に列席した事務局職員等の職氏名

教	育	部	長	十	楽	さ	ゆ	り	
教	育	部	次	長	伊	上	慎	一	
教	育	政	策	課	長		〃		
生	涯	学	習	課	長	上	野	和	子
人	権	教	育	課	長	山	本	孝	二
学	校	教	育	課	長	稲	垣	宏	美
学	校	給	食	課	長	河	村	武	志
中	央	図	書	館	長	石	村	和	広
新	南	陽	総	合	出張所次長	中	村	勝	也
熊	毛	総	合	出張所次長	坂	本	和	也	
鹿	野	総	合	出張所次長	城		和	男	

5 会議の書記の職氏名

教	育	政	策	課	課	長	補	佐	大	竹	新	人
教	育	政	策	課	係	長			田	中	良	二

6 議事日程等

日程	件 名	
1	会議録署名委員の指名について	
2	議案第20号	令和6年度周南市一般会計補正予算要求について
3	議案第21号	工事請負契約の締結について（学び・交流プラザ(交流アリーナ)空調設備整備工事)

7 委員会協議会

(1) 共催及び後援大会等一覧表・・・(該当課)

※資料 当日配付

1	会議録署名委員の指名について
---	----------------

教育長

ただいまから令和6年第7回教育委員会定例会を開催いたします。

議事日程に従いまして進めてまいります。

それでは日程第1、「会議録署名委員の指名について」でございます。本日の会議録署名委員は、松田委員さんと片山委員さんをお願いいたします。

ここでお諮りいたします。

続く、日程第2、議案第20号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」及び、日程第3、議案第21号「工事請負契約の締結について（学び・交流プラザ（交流アリーナ）空調設備整備工事）」につきましては、市長に申し出る案件でございまして、議会への周知前でもあり、適切な審議確保の観点から、周南市教育委員会会議規則第7条第1項「教育委員会の会議は、これを公開する。ただし、教育長又は委員の発議により、出席者の3分の2以上の多数で議決されたときは、秘密会にすることができる」の規定により、秘密会としたいと思います。

教育長

これより採決を行います。

議案第20号及び議案第21号の審議を、秘密会とすることに賛成の委員の挙手をお願いします。

（教育委員全員が挙手）

教育長

それでは、議案第20号及び議案第21号の審議を、秘密会とすることに決定しましたので、これより秘密会にて行います。

2	令和6年度周南市一般会計補正予算要求について
---	------------------------

教育長

続きまして日程第2、議案第20号「令和6年度周南市一般会計補正予算要求について」を議題とします。

この件につきまして、各課から説明をお願いいたします。

まず、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

それでは、生涯学習課所管の補正予算についてご説明します。

議案書は3ページをお願いいたします。

「総務費」「総務管理費」「諸費」の「補助金等返還金（生涯学習課）」744万2千円の増額でございます。

これは、生涯学習課が所管しております児童クラブ事業について、令和5年度の事業費が確定したことに伴い、国及び県から交付を受けた補助金の返還が生じたものがございます。

以上で説明を終わります。

教育長

次に、学校給食課から説明をお願いいたします。

学校給食課長

議案書 3 ページをお願いいたします。

「教育費」「保健体育費」「学校給食費」委託料 6 7 2 万 3 千円の増額は、「学校給食費徴収事務費」に係るシステム作成改修委託料の増額でございます。

国においては、令和 7 年度末までに、地方自治体ごとに異なる情報システムを統一・標準化する「自治体システム標準化」を推進しており、本市でも取り組んでいます。

この取組の対象となる業務の一つとして就学業務が対象となっており、学校給食費の管理システムは、毎月、就学業務のシステムから学齢簿や就学援助のデータを取り込んで運用しています。

就学業務のシステムが令和 7 年度中に標準化されるに伴い、学校給食費管理システムへの連携に必要な改修を行うもので、このシステム改修を令和 7 年度中に行うためには、令和 6 年度からシステムのバージョンアップなどの改修作業の着手が必要となったものです。

また、学校給食費に関わる各種保護者あて文書をシステムで印刷し、現在、封書で送付していますが、圧着ハガキによるものに帳票変更することで、封入封緘作業を削減するなど、事務の効率化と郵送コストの削減を見込んでおります。

事業期間は令和 6 年度から令和 7 年度末を予定しており、令和 6 年度のシステム改修業務委託料は、6 7 2 万 3 千円で、令和 7 年度のシステム改修業務委託料 1 2 5 万 7 千円を見込み、総額は 7 9 8 万円でございます。

4 ページから 5 ページをお願いします。

債務負担行為の追加設定で、学校給食費管理システム改修業務委託料 1 2 5 万 7 千円です。

これは、先ほどご説明いたしました令和 6 年度で標準化連携に必要なバージョンアップした学校給食費管理システムを、令和 7 年度中に標準化される就学業務のシステムとのデータ連携に係る運用テストや移行作業などを行う令和 7 年度分の業務委託料でございます。

以上で説明を終わります。

教育長

最後に、中央図書館から説明をお願いいたします。

中央図書館

それでは、中央図書館所管の補正予算についてご説明いたします。

歳出予算でございます。議案書の 3 ページをお願いします。

「教育費」「社会教育費」「図書館費」のうち、「図書館管理運営費」4 8 2 万 1 千円の増額についてです。会計年度任用職員期末勤勉手当として 4 0 8 万 5 千円、職員共済組合負担金 2 6 万 6 千円、および社会保険料 4 7 万円を計上しておりますが、これは、今年度、図書館の開館時間の変更により、会計年度任用職員の勤務条件が変わるため、改めて一斉募集したところ、昨年度任用していた会計年度任用職員を今年度も継続して任用したことにより、期末勤勉手当の計算期間が当初予算より増えることから、その所要額を増額するものです。

続いて、「移動図書館運営事業費」2 0 万 6 千円の増額についてです。これは、今年度、移動図書館車の修繕が当初想定した以上に発生し、必要とされる修繕料の不足が見込まれることから、増額するものです。

以上で説明を終わります。

教育長

それではこの件につきましてご質問がございましたらよろしくお願いいたします。

岡寺委員

給食費のシステム改修の委託料の件ですが、これは業務効率が改善されて、改修にお金がかかったとしても、今までとの比較というか、現在これだけ手間やお金がかかっているものが、改修後はこうなるという計算はされているのですか。

学校給食課長

はい。この標準化については、市全体で行っているものなので試算しておりませんが、今の事務負担の効率化と、帳票を圧着はがきに変更することについては、現在は督促や振替不能といった通知を毎月200件程度郵送しているのですが、10月から郵便料が値上げされますので、その単価と枚数で試算すると、年間で郵送コストだけでも30万円程度削減できると考えています。

岡寺委員

いずれは圧着はがきの通知を例えばメール送信にすることもできるのでしょうか。

学校給食課

督促などはメールに出来るかという難しい部分もありますし、振替不能通知は納付書と一緒に送りますので、電子的な手法を取るのには難しいと思います。

岡寺委員

先ほど言われたように、市全体で標準化というのは、ほかにもいろいろ業務があってそれらも含めて標準化ということですよ。

学校給食課

そうですね。これは国全体で地方自治体の住民記録や、税などの業務のフォーマットを標準化するシステム改修です。システム標準で対応できる業務は事務やコストの負担がなるべくないということなので、国が全体的に定めたものにシステムを合わせて行くというものになります。

岡寺委員

ありがとうございます。また内容は自分でも調べてみたいと思います。

教育長

ほかにご質問はございますか。

松田委員

今の件ですが、就学業務との連携と言われたので、おそらく個人情報等が共有できる形になってくるのではないかと想像するのですが、そういう捉え方でよろしいでしょうか。

学校給食課

はい。現状でも学齢簿や就学援助のデータは学校教育課が管理しているデータを学校給食課で取り込んで、実際に運用をしているところなのですが、システム全体が標準化されることによって、例えばデータの桁数なども統一されてきますので、それに合わせてデータが正常に取り込めるようにするというものになります。

松田委員

各業務によって、それぞれデータが作られていて、それが相互に使えるようになると、職員の方も働き方改革につながるのではないかとあって、よく縦割りと言われますが、その辺りが一緒になっていくのは大変良いことだと思います。

教育長

ありがとうございます。ほかにご質問はございますか。

片山委員

図書館の関係なのですが、会計年度任用職員の方は毎年の契約だと思いますが、何年くらいが最長になるのでしょうか。

中央図書館長

基本的には、2回継続が出来るとされていますので、雇用期間としては3年となります。ただ今回については勤務要件が変わりましたので、例えば祝日の開館や、勤務シフトの変更、勤務条件も変更ということで、改めて一斉募集をかけたということになります。

教育長

そのほかにご質問はございますか。

(※異議なしの声)

よろしいですか。それでは議案第20号を決定いたします。

3	工事請負契約の締結について（学び・交流プラザ（交流アリーナ）空調設備整備工事）について
---	---

教育長

続きまして、日程第3、議案第21号「工事請負契約の締結について（学び・交流プラザ（交流アリーナ）空調設備整備工事）」を議題とします。

この件につきまして、生涯学習課から説明をお願いいたします。

生涯学習課長

議案第21号「工事請負契約の締結について（学び・交流プラザ（交流アリーナ）空調設備整備工事）」についてご説明いたします。議案書は6ページから13ページまでとなります。

提案理由は、周南市教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則第2条第18号によるものです。

議案書8ページをお願いいたします。本契約につきましては、7月26日に条件付一般競争入札による入札を行い、その結果、誠和工機・カネダ温調設備特定建設工事共同企業体が落札し、同企業体との間で8月1日に仮契約を締結したところでございます。

契約金額は2億3千760万円、工期は令和7年6月27日までとしております。

工事内容につきましては、学び・交流プラザ交流アリーナの空調設備整備工事として、1階部分は壁面に冷温水を循環させる輻射式(ふくしゃしき)冷暖房装置の整備、2階部分は観覧席に天吊型(てんつりがた)のエアコンの整備を行うこととしております。

9ページから13ページまでに工事概要並びに図面を掲載しておりますのでご参照ください。

以上で説明を終わります。

教育長

はい。それでは、10ページ以降の図面等も参考にされながら、ご質問がございましたらお願いいたします。

吉本委員

はい。この度の一階部分の壁面に冷温水を循環させるところなのですが、これは環境に配慮した

装置ということで採用されたのでしょうか。

生涯学習課

はい。この装置は、音や風が発生せず例えばバドミントンのような競技への影響がないことと、水平方向の温度ムラが少ないということ、さらに工事費やランニングコスト等の観点からこの工法を選択いたしました。

吉本委員

この工事には、おそらく業者さんが何者か応札されていると思うのですが、仕様は同じ仕様で出しているのでしょうか。

生涯学習課

応札については、この度は1者でございました。

吉本委員

1者でも入札としては成立するのでしょうか。

生涯学習課

今回は条件付き一般競争入札事前審査方式というものになるのですが、実施要領を定めておりまして、その中で参加者が1者でも入札は成立するものとしております。

今回条件を満たすものが、共同体含めて8者確保できるということを確認して、条件を付して公募し、結果的に応札が1者ということですので、公共性は確保されているものと考えております。

岡寺委員

これは、ほかの業者さんが応札されなかったというのは、金額的に安いからでしょうか。

生涯学習課長

詳細は不明ですが、結果的に1者であったということです。

松田委員

すみませんがもう一度確認をさせてください。この輻射式冷暖房装置と天吊型のエアコンという条件のもとに入札をかけて、その状況で候補になるのが8者おられたということですね。

一応状況は調べられながら、その中で実際に応札されたのが1者しかなかったということは、この工事は大変難しい工法なののでしょうか。それとも特殊な工法になるのでしょうか。

生涯学習課長

申し訳ございません、技術的な詳しいところは分からないのですが、この輻射式冷暖房装置を採用している施設というのは県内でもいくつかありますので、そこまで特殊なものではないと認識しております。

教育長

この近辺でこの輻射式冷暖房装置を採用されている施設はどこでしょうか。

生涯学習課長

下松市の下松スポーツ公園体育館、山口市の山口リフレッシュパーク、柳井市バタフライアリーナ、宇部市の俵田翁記念体育館になります。

松田委員

では、この工法も一般的ではあるんですね。

教育長

11ページに図面がありますが、要は体育館のアリーナ部分が狭くならないように、壁面にパネルを貼って、その中に冷温水を通すという仕組みですね。風がないので、先程紹介があったバドミ

ントンのような競技に影響がないと聞いております。

松田委員

既存の施設の中で、このような追加の工事をしていくということで、条件もそのようになってきたのだろうと理解するのですが、今は気温等の変化もあるので、やはり当初から見通しは持っておかないといけないと正直思いました。

それと、工期が令和7年6月27日までですよね。その間にこの施設を活用する予定の方々はもう使えないという状況になるのでしょうか。

生涯学習課長

実際にメインアリーナが利用できない期間が、令和7年の1月から5月までということになります。この間は普段アリーナを利用して活動されている方々も利用できません。よって、令和5年度中に、調整をスポーツ協会の方でやっていただいております、その他の利用者にも令和6年5月から早い段階で周知を図って、活動の調整をお願いしているところです。

教育長

よろしいですか。そのほかにご質問はございますでしょうか。

片山委員

動力源は、ガスや電気などありますが、どちらになるのでしょうか。

生涯学習課長

ガスになります。

教育長

そのほかにご質問はございますでしょうか。

(※異議なしの声)

それでは、議案第21号を決定いたします。

以上をもちまして、秘密会として審議すべき議案は終了しました。

教育長

本日の議事日程は以上でございますが、そのほかにご質問はありますか。

(※異議なしの声)

それでは、以上をもちまして、令和6年第7回教育委員会定例会を終了いたします。

署名委員

松 田 福 美 委 員 _____

片 山 研 治 委 員 _____